

瀬戸内町観光ガイドマップ制作業務委託 仕様書

令和7年4月30日

本業務の背景及び目的

10 年以上同じ形の観光パンフレットの刷新、また、今の時代に合う形でより多くの人・世代に瀬戸内町の魅力を発信することが出来るものの作成を目指す。

第 1 業務内容等

1. 業務の名称

瀬戸内町内観光ガイドマップ制作業務 委託

※水産観光課で作成した原案を元に制作を委託する形になります※

2. 規格

ガイドマップ

- (1) 紙サイズ：A3
- (2) 紙質：コート紙 90kg
- (3) 刷色：4 色 フルカラー
- (4) 印刷部数：15,000 部（日本語）
- (5) 観光情報、及び水産観光課の指定する情報（瀬戸内町全域マップ、町内行事ごよみなど）の掲載。

必須掲載情報として

- ・瀬戸内町全体マップ
- ・古仁屋市街地マップ、瀬戸内町までのアクセスについて
- ・施設の情報（体験交流館、きゅら島交流館、西古見 GATE、あらとんとんの館）
- ・お店情報（名称、連絡先）
- ・宿情報（QR コード）
- ・瀬戸内町内定期船・町内交通情報（QR コード）
- ・ふるさと納税のご案内（写真、QR コード）
- ・瀬戸内町の行事予定（観光 Ok の行事のみ）（QR コード）
- ・体験、アクティビティについて（せとうち観光協会さん QR）

3. 業務内容等

(1) 業務内容

水産観光課の指示または協議により、瀬戸内町ガイドマップ編集、制作（イラスト等の作成、デザイン・レイアウト、版下作成、印刷）、運用見積もり（増版時単価）までを行う。なお、当業務に係るすべての著作権については瀬戸内町の所有となる。

(2) 成果物

- ① PDF ファイル

② 印刷物(A3 4っ折り)

パンフレット 15,000 部以上作成すること。

(3) 納期・納入場所

別途瀬戸内町水産観光課が指定する日時・場所

4. 業務期間

契約締結日～令和 7 年 12 月 25 日（木）（成果物最終納品日）

5. 予算上限額

752,400 円（消費税及び地方消費税を含む）

第2 留意事項

1. 一般的事項

- (1) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じ随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、瀬戸内町水産観光課の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。

2. 業務体制

- (1) あらかじめ瀬戸内町水産観光課と調整したスケジュールで行うこと。
- (2) 選任のスタッフ（ディレクター、デザイナー）を確保すること。なお、瀬戸内町の施策とともに、歴史、文化、観光等に精通しておくこと。

3. 個別事項

(1) 企画コンセプト

- ア. 瀬戸内町全域の観光の訴求力向上に資する内容とすること。
- イ. 年齢、性別によらず、出来るだけ幅広い層を対象とすること。
- ウ. 歴史や文化、自然を感じる瀬戸内町観光を紹介するとともに、現在の旅行者の ニーズに沿う内容とすること。

- (2) 原稿作成・文字原稿を含む全ての原稿（写真、地図、イラスト等を含む）を作成すること。ただし、瀬戸内町水産観光課が作成、提供するものを除く。
- (3) 編集、デザイン、レイアウトに瀬戸内町の意向を反映させるとともに、常に積極的な提案を行うこと。

(4) 校正・確認、納品

- ① 校正作業は、瀬戸内町水産観光課が校了と判断するまで行うものとする。

②確認作業は、瀬戸内町水産観光課も必ず行う。

③納品は、瀬戸内町水産観光課指定の期日内に定められた方法で行うものとする。

→契約締結後、改めて指定。

第3 スケジュール

(1) 募集公開期間、公開先及び、希望者説明会

期間：令和7年6月2日（月）～令和7年7月14日（月）

公開先：瀬戸内町役場 HP

(2) 希望者説明会の実施

予定なし。希望者には、応募時に都度説明を行う。

(3) 質問事項受付期間

本事業に関する質問事項は下記の要領にて受け付ける。

①受付期間：令和7年6月2日（月）～7月14日（月）

受付時間帯は、8:00～16:00 とし、土日に到着した場合は、翌平日の受付とする。

②提出様式：様式は問わない。E-mail、電話、FAX とする。

【提出先】

瀬戸内町役場水産観光課 担当：中村

TEL:0997-72-1115 FAX:0997-72-1120 E-mail:kankou@town.setouchi.lg.jp

③質問への回答

・令和7年7月11日（金）まで行う

・回答方法は提出様式によって変わる。

(4) 提出物受付期限：令和7年7月14日（月）17:00（必着）

提出部数：正 1部 副1部

郵送（書留郵便）又は直接持参によること。期限を過ぎた提出は一切受け付けない。

※スケジュール（募集～審査～契約締結～成果物最終納品まで）については、別紙参照

第4 審査

(1) 審査の流れ

提出物受取期限：令和7年7月14日（月）17:00 必着

審査期間：令和7年7月15日（火）～令和7年7月30日（水）

審査結果確定：令和7年7月31日（木）

(2) 審査基準

①ガイドマップの構成が明確でわかりやすいものとなっているか。

②本事業の趣旨を理解し、提案に工夫があるか。

③実施内容を踏まえた実施体制・スケジュールとなっているか

④見積額は予算の範囲内であり、かつ明瞭で明確、適正であるか。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、瀬戸内町役場ホームページ上にて公表後、個別に電話にて通知する。

第5 その他

1. 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は瀬戸内町水産観光課に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、瀬戸内町水産観光課は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
2. 成果物は、瀬戸内町水産観光課が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとする。
3. 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
4. 本業務仕様書に定めのない事項については、瀬戸内町水産観光課と協議するものとする。

※本仕様書については、必要に応じて加筆修正します。